

工業標準化について（講演要旨）

標準化（Standardization）とは、「自由に放置すれば、多様化、複雑化、無秩序化する事柄を少数化、単純化、秩序化すること」ということができます。また、標準（＝規格：Standards）は、標準化によって制定される「取決め」と定義できます。標準には、強制的なものと任意のものがありますが、一般的には任意のものを「標準（＝規格）」と呼んでいます。

したがって、工業標準化とは、工業分野における標準化のことであり、我が国では、国が定める工業標準として日本工業規格（JIS）が制定されています。

工業標準化の意義は、具体的には、自由に放置すれば、多様化、複雑化、無秩序化してしまう「もの」や「事柄」について、経済・社会活動の利便性の確保（互換性の確保等）、生産の効率化（品種削減を通じての量産化等）、公正性を確保（消費者の利益の確保、取引の単純化等）、技術進歩の促進（新しい知識の創造や新技術の開発・普及の支援等）、安全や健康の保持、環境の保全等のそれぞれの観点から、技術文書として国レベルの「規格」を制定し、これを全国的に「統一」又は「単純化」することであると言えます。

これら工業標準化の意義を「規格」の機能（働き、作用）に着目して整理すれば、次のように説明することができます。

- (1) 経済活動に資する機能
 1. 製品の適切な品質の設定
 2. 製品情報の提供
 3. 技術の普及
 4. 生産効率の向上
 5. 競争環境の整備
 6. 互換性・インターフェースの整合性の確保
- (2) 社会的目標の達成手段としての機能
- (3) 相互理解を促進する行動ルールとしての機能
- (4) 貿易促進としての機能

著者

田坂勝芳

バイオテクノロジー標準化
支援協会 理事

国際標準化機構

国際標準化機構（こくさいひょうじゅんかきこう、International Organization for Standardization、略称:ISO（イソ、アイソ、ISOアイエスオー））は、電気分野を除く工業分野の国際的な標準である国際規格を策定するための非政府組織。スイスジュネーヴに本部を置き、スイス民法による非営利法人である。公用語は英語・フランス語・ロシア語。各国1機関が参加できる。国際標準化機構が出版した国際規格 (IS) も ISOと呼んでいる。

国際規格を支える仕組みとしては、メートル条約に基づく国際単位系 (SI) と、国家計量標準の同等性の承認及び校正証明書を相互に承認する仕組みがある。相互承認は、「計測及び計量標準の分野における協力に関する日本国通商産業省工業技術院 (AIST) とアメリカ合衆国商務省国立標準技術研究所 (NIST) との間の実施取決め」のように二国間での取り決めがある。また WTO/TBT協定は、規制・規格が各国で異なると、製品の国際貿易の技術的障害 (Technical Barriers to Trade) を、できるだけなくそうとするために国際規格を尊重することを規定している。この2つの国際的な取り決めが、国際標準化機構の存在根拠となっている。